

ご存知ですか？

非公開株の寄附¹で可能な社会貢献があります*

苦勞の介あって事業は成功—。
資産も順調に増やしてきた。
これからは社会への還元も考えている。

さてよ、**自社株**はどうするか？
やり方はいろいろとあるようだが、私にはどれも...。
継ぐにせよ、譲るにせよ、

市場で取引できない株なのに
大きな税金がかかるのはなぜだ？

お悩みは？



※注意すべき詳細

1 寄附は次の活動団体に対してできます：

- ・国立大学法人
- ・公益財団、公益社団
- ・社会福祉法人
- ・認定 NPO 法人

注) 各法人の現物寄附受入のための基金と運営体制の準備状況により、受入決定までの時間が異なります。

注) 寄附者が非課税措置を受ける申請(国税庁に対して)にかかる時間は大幅に短縮されました(詳細 2)。

2 改正後の租税特別措置法 40 条(以下特措法 40 条)の非課税には要件があります：

- ・受入法人と寄附者には特別関係がない
- ・受入法人が基金を設置し寄附を管理
- ・受入法人で受入と基金運営を決議する

注) 2018 年税制改正で特別租税措置法(特措法) 40 条によるみなし譲渡所得の非課税措置の申請承認が、従来の 2~3 年から最短 1 ヶ月に劇的に早まりました。

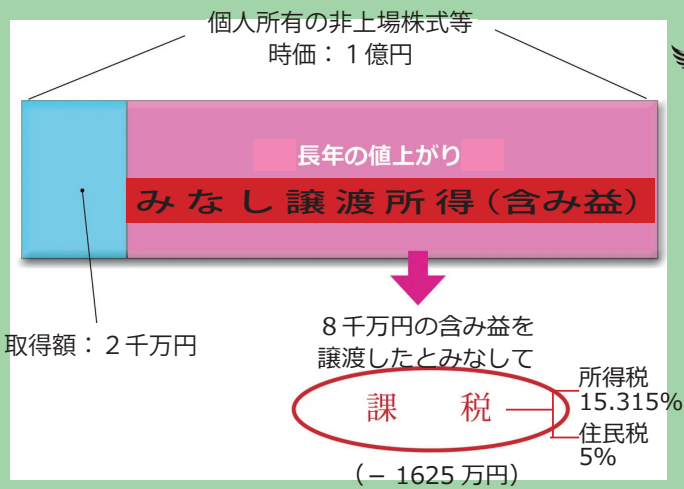
注) 株式寄附の場合は原則 3 か月承認、国立大学へ寄附する場合は 1 か月承認です。

注) 2020 年税制改正で、特例承認の要件緩和(承認のスピードアップ等)は、認定 NPO 法人に対しても拡充されました。

3 非課税寄附に関する税制改正では、次のような社会インパクトが期待できます：

- ・現物寄附(株、不動産)の簡便化
- ・寄附者と受入団体の負担軽減と社会貢献
- ・非公開株式寄附の全国普及
- ・相続における資産評価額の圧縮

「みなし譲渡所得課税」では？



代表者： 鎌倉淳爾(かまくらじゅんじ)
(認定ファンドレイザー)

運営：全国非公開株式寄附研究所(仮)
(by Foundation Partners(株))

私は、認定ファンドレイザー(日本ファンドレジング協会資格)として社会変革のための寄附文化の発展をめざしています。同時に日本が米国並みに寄附市場を拡大させるには非上場株式寄附の普及が鍵となると考えております³。

自ら運営する団体で、運良く全国初の事例を作ることができました。これからこの経験を全国に普及させ、隠れた寄附者と公益組織にその可能性を伝えることを使命と感じています。

しかしながら、事例は未だ珍しく、研究にはまだまだ情報が足りません。経営者やオーナーの皆様には色々な話を伺い、ぜひ沢山の教を乞いたいです。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

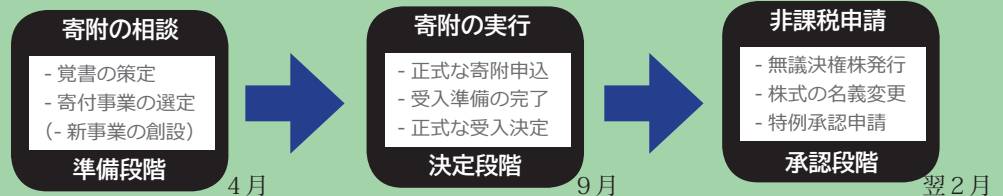


非上場株寄附の研究
最新ニュースを連載中

＼特措法 40 条／

“特例承認”で非課税²に！？

(2020 年に私たちが実施した国立大学への非公開株式寄附の実例を参考にした実務フロー)



地元紙で報道



税制改正後では、全国初の成功事例を樹立(当社調べ)。珍しい事例として報じられました。将来の相続税やみなし所得税が数億円単位で非課税となるため、真水の現預金が守れます。

大学より感謝状



非課税の利益以上に、非上場株寄附で生まれる公益があります。新事業は次の世代に長く喜ばれ続けます。新奨学金創設の功績により学長より表彰を受けました。